

療養に関する事項

(1) 生活療養に関する事項

当院は、食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水等に関し適切に管理しております。

(2) 入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養(1)及び栄養管理実施の届出を行っており、管理栄養士(又は栄養士)によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

(朝食 午前8時頃 / 昼食 正午頃 / 夕食 午後6時頃)

◆1食あたりの負担額

	区分	令和6年6月から
(1)	一般の方	490円
(2)	住民税非課税の世帯に属する方((3)を除く) (過去1年間の入院期間が90日を越えている方)	230円 (180円)
(3)	(2)のうち、所得が一定基準に満たない方	110円
(4)	指定難病・小児慢性特定疾病の患者	280円

※(2)、(3)に該当する方は、加入している医療機関の保険者が発行する減額認定証を窓口に提示してください。

※(2)のうち、過去1年間の入院期間が90日を越えている方は、長期該当の減額認定証を窓口に提示してください。